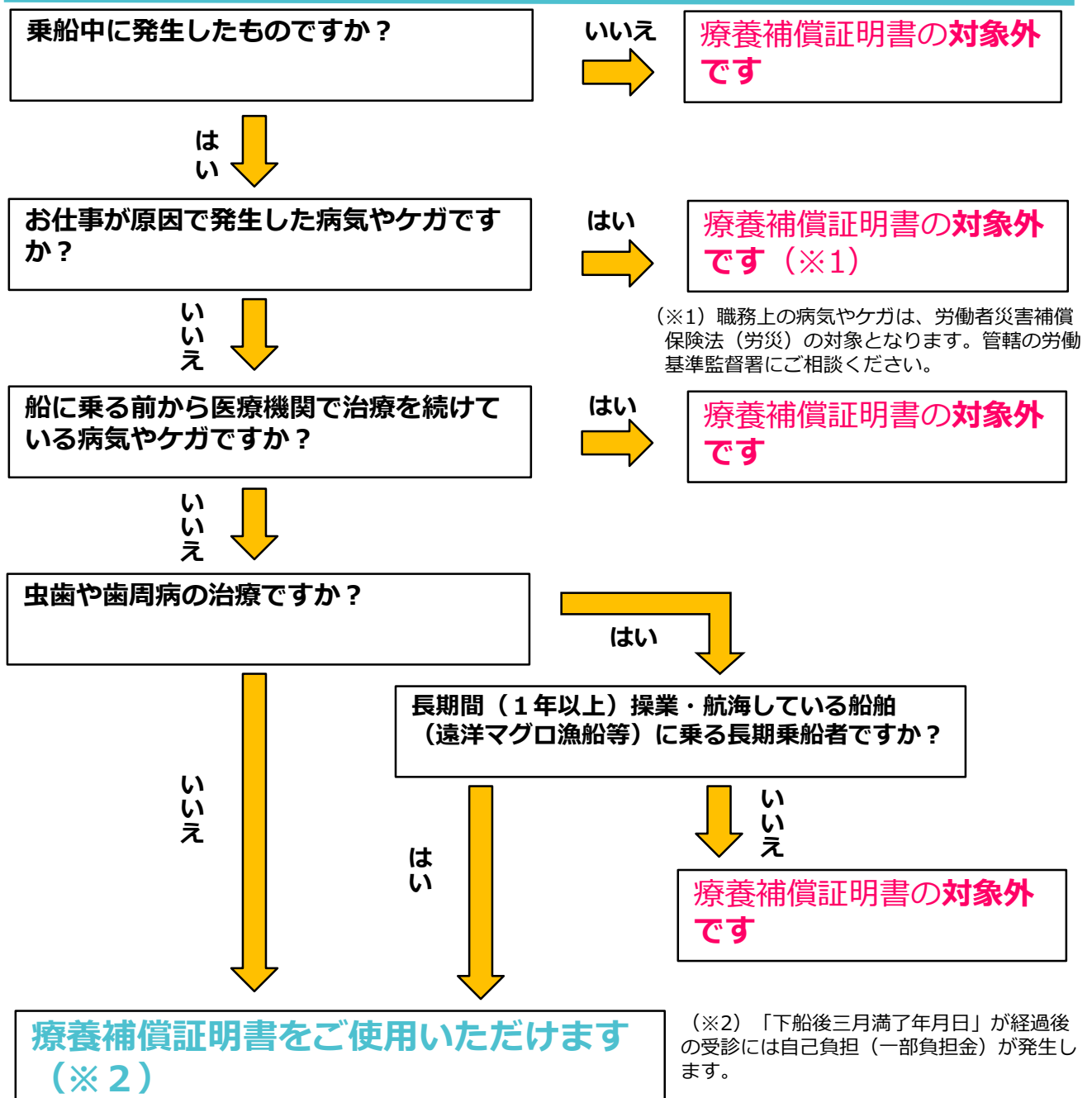


# 下船後の療養補償証明書のチェックポイント

療養補償証明書は、「乗船中（原則として船舶内）に、はじめて発生した職務外の病気やケガ」が対象になります。療養補償証明書を発行する前に、下記のフローチャートをご参照いただき、適正な使用にご協力ください。



※「下船後の療養補償」の対象と認められなかった場合は、後日、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病の場合は医療費の全額）を船員保険部へ返還いただくこととなります。



全国健康保険協会 船員保険部  
船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>